

男女共同参画について一緒に考えてみませんか？ 「出前講座」の希望団体を募集します

町では男女共同参画推進事業の一環として、地域や職場、学校(P T A)などを対象に出前講座を開きます。

出前講座とは、各地域の自治会や各種団体(公的なものから趣味的なサークル・グループなど)、町内の事業所やP T Aなどの求めに応じ、町の男女共同参画推進員などが各種団体へ出向き、美郷町における男女共同参画社会の推進のために講話や意見交換を行うものです。

男女共同参画は堅苦しいイメージにとられがちですが、家庭や子育て、地域や職場など身近なテーマについて一緒に考えてみませんか。

「出前講座」を希望する団体は下記の申し込み先にご連絡ください。



募集期間●10月から平成20年3月末まで

講座内容●男女共同参画に関する講話、意見交換
(希望によりビデオ上映も可能です)

時 間●30分から1時間程度

対象人数●15人から30人程度



役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎0187(84)4901(内線1264)

秋田国体自転車競技
トラック・レース会場を
走ってみよう!

第4回美郷町チャレンジサイクル大会の 参加者を募集します

期 日●10月21日(日) ※雨天決行

会 場●六郷自転車競技場(秋田わか杉国体・自転車競技会場)

時 間●受付：午前8時30分～午前9時、講習会：午前9時～午前10時(プロ競輪選手に教わる絶好の機会)、競技：午前10時～正午、エキシビジョン・レース：プロ競輪(秋田県のプロ競輪選手によるレース)、表彰：12時30分～(各種目第6位まで賞品あり)、閉会：12時50分

プロに挑戦

時速何キロを出せるかな? ローラーを使って計測します。

プロに勝ったら賞品があります(講習、競技時間内で随時開催)。

パワーマックス(自転車のトレーニング機器)も体験できます。

競技種目●一人で競技場を走ってタイムを競うタイムトライアル。

小学生(自分の自転車で333m)、中学生(ロード・レーサーで333m)

高校生および一般(ロード・レーサーで500m)

参加資格●小学生以上(小学生は自分の自転車を持参してください)。

講習会または競技のみでもかまいませんので多数ご参加ください。

また、幼児の方もバンク内側(多目的広場)で自由に自転車に乗れます。

用具貸出●参加者には、ロード・レーサーの自転車を貸出します。

競輪用のトラック・レーサーも貸出しますので、ぜひ、挑戦してみてください。

ヘルメットと手袋を用意していますが、自分のヘルメットなどがある方はお持ちください。

参 加 料●100円(保険代として当日受付にて) ※参加者全員に参加賞があります。

申込方法●10月15日(月)までに、住所・氏名・競技種目・年齢または学年を、下記の申し込み先に電話もしくはファクスでご連絡ください。



財団法人 美郷町スポーツ振興事業団(美郷町トレーニングセンターろくごう内)

☎0187(84)0033 ☎0187(84)1315

総額20万円相当の
景品が当たるチャンス!

美郷町商品券「ご利用券抽選会」を開きます

- 日 時 ● 11月3日(土) 午後1時30分～
- 会 場 ● 仙南体育館(美郷フェスタ2007商工市会場)
- 対 象 ● 前回抽選会以降に美郷町内「取扱い加盟店でお買い物利用」され、事務局で発行番号確認作業が終了した商品券。 ※加盟店から事務局へ換金持込みされた「商品券番号」を対象とします。
- 景 品 ● 特賞 3万円相当 × 2本 銀賞 5千円相当 × 8本
金賞 1万円相当 × 6本 銅賞 2千円相当 × 20本
- 景品の交換 ● 抽選会当日は景品の交換は行いません。11月5日(月)から12月20日(木)までの期間中、最寄りの美郷町商工会の各事務所で景品の交換をおこないますので、お手持ちの半券裏面にご住所、お名前を記入してお持ちください。なお、期間内に交換が無い場合は失効とさせていただきます。
- 当選発表 ● 当日抽選会場並びに後日、町広報紙および各加盟店の店頭でもお知らせします。



美郷町商品券をご利用ください

- 最寄りの美郷町商工会の各事務所で、いつでもご購入いただけます。
- 1枚500円で、ご希望の金額に組み合わせてご利用いただけます。
- お祝い(入学・進学など)、お返し(快気・仏事など)、景品(子ども会・町内会など)に、ぜひご利用ください。
- 商品券のご利用期間は6カ月間で美郷町内「取扱い加盟店」で、現金と同様にご利用できます。
- ご使用のときに受け取った半券(右端)は年1回、発行番号による抽選会で豪華景品が当たるチャンスがありますので大切に保管してください。



美郷町商品券事業振興会(美郷町商工会内)

☎0187(85)2501(千畑) ☎0187(84)0560(六郷) ☎0187(83)2222(仙南)

～介護保険事務所からのお知らせ～

居宅介護福祉用具の購入費が支給されます

居宅で介護を受けている方が、特定福祉用具(介護保険で対象となる5品目)を購入したとき、申請により購入費用の9割分を介護保険より給付します。

申請にあたって、申請書、領収書及び購入した福祉用具のパフレット(写しでも可)が必要となります。申請については、介護保険事務所や役場(千畑庁舎)福祉保健課の介護保険担当窓口にお問い合わせいただくか、担当のケアマネージャーにご相談ください。

なお、都道府県により販売事業者が指定されています。指定を受けていない事業者から購入した場合は給付の対象とはなりませんので、注意してください。指定事業者については、介護保険事務所にお問い合わせになるか、販売店に直接ご確認ください。

- 対象者……………要介護認定・要支援認定を受けている方(施設入所者は除く)
- 特定福祉用具……………腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※限度額は年度あたり10万円までです。

同一年度内に同一種目の特定福祉用具を2つ以上購入することはできません。



介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911

役場(千畑庁舎)福祉保健課 ☎0187(84)4907